

2025 年 年末調整の 主な変更点について

2025 年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。

はじめに

2025 年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。以下、主な変更点と注意点について解説します。

1.基礎控除と給与所得控除の金額が引き上げ

2025 年分の所得税計算では、基礎控除と給与所得控除の額がともに引き上げられます。控除額の増加により、その分所得税が減ります。たとえば年収が 160 万円の場合は基礎控除 95 万円+給与所得控除 65 万円=控除合計 160 万円となり、所得税がかかりません。

控除の種類	変更内容
基礎控除	48 万円 ▶58 万円~95 万円※
給与所得控除	最低 55 万円 ▶最低 65 万円

※所得額に応じて段階的に控除額が設定される

2. 扶養親族等の所得要件の改正

所得税の計算上控除を受けられる扶養親族等の所得要件が改正により引き上げられました。つまり、所得要件が引き上げられた分だけ、年収が増えても扶養控除の対象になることとなります。典型的なパターンごとの年収要件は以下の表の通りです。

扶養親族	2024 年	2025 年
配偶者・一般の扶養親族	103 万円以下	123 万円以下
配偶者：配偶者特別控除※満額(38 万円)の対象者	150 万円以下	160 万円以下

※扶養する側の年収によっては対象外となる

3.特定親族特別控除

扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満の学生などは、一

般に扶養するためにお金がかかります。そのため、大学生などの年齢の扶養親族は「特定扶養親族」として通常よりも多い扶養控除額 (63 万円) が設定されています。

しかし「年収 123 万円以下」という一般の扶養親族の年収要件では働く時間を依然制限するため、「特定親族特別控除」という新たな控除制度が始まりました。年齢要件を満たす学生アルバイトについては、以下の表の通り年収をさらに増やしても（養う側が）扶養控除を受けることができます。

特定親族特別控除金額表（一部抜粋※）

年収	所得控除額
150 万円以下	63 万円
155 万円以下	61 万円
160 万円以下	51 万円
165 万円以下	41 万円

※以後年収 188 万円までは段階的に減額された所得控除を受けることができる。

4.社会保険の扶養認定基準

関連して、19 歳以上 23 歳未満の学生に限り、社会保険（健康保険）の扶養認定基準が、2025 年 10 月より 年収 130 万円未満 から**年収 150 万円未満**に引き上げられました。

一見特定親族特別控除の 150 万円と同じですが、厳密には以下の違いがありますので注意が必要です。

所得税	150 万円以下(通勤手当などの非課税支給を除いた課税給与)
健康保険	150 万円未満(通勤手当を含んだ給与総額)

注：段落 1～3 における年収とは、収入が給与収入のみの場合の年収（非課税通勤手当等を除く）を指します。